

# ご遺族のための おくやみハンドブック

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。  
今後、お亡くなりになった方に関する保険証等の返還や年金請求、介護保険等の手続きが必要となります。

『おくやみコーナー』では、市役所内での手続きを少しでも分かりやすく済ませていただけるよう、必要な手続きの絞り込みや、一部申請書作成補助等のご案内を行います。ぜひご利用ください。



## おくやみコーナーご利用の流れ、予約方法

### ①ご予約ください【予約優先制】

※ご予約のない場合、聞き取りによる手続きの絞り込みと担当課への案内のみ行います。

予約が優先されますので、お待ちいただく場合があります。

利用したい日の3日前(土・日・祝日・年末年始を除く)までに  
ご希望の日時の枠(1)～(6)をお知らせください。

※予約状況によってはご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

【おくやみコーナー利用可能日時 平日 午前9時～午後4時】	
(1) 午前 9時00分～	(4) 午後 1時00分～
(2) 午前 10時00分～	(5) 午後 2時00分～
(3) 午前 11時00分～	(6) 午後 3時00分～

予約の際、**30分程度**  
聞き取りを行います。  
お時間に余裕をもって  
お電話ください。

※葬儀がお済みで、落ち着いてからのご来庁をおすすめします。

### おくやみコーナー予約電話

**☎ 0172-88-7199**

予約受付時間 平日 午前9時～午後4時

②お亡くなりになった方、おくやみコーナーに来る方、葬祭執行人(喪主)、相続人代表者の情報をお伺いし、必要な持ち物をお知らせします。

③ご予約の時間に弘前市役所市民防災館1階市民課 おくやみコーナーへお越しください。

お越しになりましたら、最初に市民防災館1階総合案内にて番号札をお取りください。

④市役所内で必要な手続きと担当課をご案内します。

※手続きによっては後日改めて来庁していただく場合もございます。

※おくやみコーナーを予約せず、関係する課で直接手続きをすることもできます。

# 目 次

手続きチェックリスト	.....2
手続きチェックリスト, 各種証明書の発行	.....5
おくやみコーナーにお持ちいただくもの	.....6
よくある質問	.....8
委任状	.....9
手続き一覧【保険・年金】	.....10
【年金, 介護】	.....11
【介護, 障がい】	.....12
【納税, バイク等】	.....13
【家・土地, 農地】	.....14
【水道, 市営・駅前・再生住宅】	.....15
【こども, 市奨学金】	.....16
【弘前霊園, 交通共済, 住民登録】	.....17
情報提供(こころの健康相談, 相続人について)	.....18
市役所外の手続き一覧	.....19
法定相続情報証明制度のご案内	.....21
相続登記についてのご案内	.....22
遺品整理をされる方へ	.....23
庁舎内マップ【1階, 2階】	.....25
庁舎内マップ【3階, 4階】	.....26

# 手続きチェックリスト

亡くなった方についてお伺いします。

該当する回答にチェック✓を入れ、必要な手続き、詳細のページをご確認ください。

項目	質問	回答		担当課	必要な手続きの例	ページ
保険	どのような健康保険に加入されていましたか？	<input type="checkbox"/> 国民健康保険		国保年金課	国民健康保険被保険者証等の返還・葬祭費請求	10
		<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険			後期高齢者医療被保険者証等の返還・葬祭費請求	
		<input type="checkbox"/> 社会保険・共済組合など			必要な手続きは会社や組合にお問い合わせください。	
		<input type="checkbox"/> わからない			保険証等を市役所にお持ちください。	
年金	年金を受給していましたか？	<input type="checkbox"/> いいえ		国保年金課	死亡一時金請求 遺族基礎年金請求 寡婦年金請求	10
		<input type="checkbox"/> はい	国民年金		死亡届 未支給年金請求 遺族年金請求	10
			厚生年金		各共済組合にお問い合わせください。	11
			共済年金			
		企業年金	企業年金連合会等にお問い合わせください。			
		農業者年金	農業委員会	手続きは農協各支店で行います。		
		市議員年金	議会事務局	受給権消滅届出、遺族年金請求		
軍人恩給		総務省恩給相談室へお問い合わせください。				
介護	65歳以上ですか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	介護福祉課	相続人代表の届出	11
	介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		介護保険被保険者証の返還 介護保険負担割合証の返還	
	高額介護サービス費の支給を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		相続人代表の受領申立	
	緊急通報システムを利用されていましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		利用取消	12
	認知症高齢者等ただいまサポート事業を利用されていましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		利用取消	

項目	質問	回答		担当課	必要な手続きの例	ページ
障がい	障害者手帳をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	障がい福祉課	身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還	12
	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		受給者証の返還	
	障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		利用券の返還	
	在宅心身障がい者タクシー等利用券をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		資格喪失手続き	
	有職障がい者交通費支給制度を利用していましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		受給者証の返還	
	自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		受給資格喪失の届出 未支払い手当の請求	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		弔慰金請求 年金請求 年金受給権者の死亡手続き 等	
青森県心身障害者扶養共済制度に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ				
納税・バイク等	亡くなった方の市県民税・森林環境税納税通知書が届いていますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	市民税課	相続人の状況によって手続きが異なります。	13
	125cc以下の原付バイク・弘前市ナンバーの小型特殊車両・農耕車などを所有していましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		名義変更 廃車申告	
	納税している方でしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	収納課	<input type="checkbox"/> 座振替の変更または廃止 等	
家・土地	土地家屋などの固定資産を所有していましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	資産税課	現に所有する人(相続人)の申告 名義変更	13
	空き家に関する相談をご希望ですか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	建築指導課	空き家に関するご相談	14
	農地を所有していましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	農業委員会	相続された方の届出	

項目	質問	回答		担当課	必要な手続きの例	ページ
水道	水道(井戸水等含む)・下水道を利用していましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	上下水道部 お客さまセンター	使用の中止・廃止又は名義変更届出 所有者変更届 井戸水等の使用状況変更届	15
	公共下水道事業受益者負担金・分担金の納付中または猶予中でしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	上下水道部 営業課	受益者異動届 <input type="checkbox"/> 座振替依頼届出	
住宅	市営住宅や駅前住宅、または弘前駅前北地区都市再生住宅に入居していましたか？	市営・駅前	<input type="checkbox"/> いいえ	市営住宅サービスセンター	市営住宅返還届 同居者異動届 等	16
		<input type="checkbox"/> はい				
	再生住宅	<input type="checkbox"/> いいえ	都市計画課	使用者名義変更 連帯保証人変更承認申請 等		
					<input type="checkbox"/> はい	
こども	認可保育所・認定こども園・幼稚園在園児のいる世帯ですか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	こども家庭課	教育・保育給付認定変更 施設等利用給付認定変更	
	子ども医療費または、ひとり親家庭等医療費助成対象の方でしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		医療費償還資格証返還 資格消滅の届出	
	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等を受給していた保護者の方、または児童の方でしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		個別の状況に応じてご案内します。 受給資格喪失(消滅)の届出 受給資格証の返還又は再発行 受給者変更申請 未支払請求 等	
	小中学生のいるご家庭で経済的に困っていますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		学務健康課	就学援助申請
市奨学金	弘前市奨学生の方、またはその連帯保証人の方でしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	教育総務課	返還免除申請 奨学生等異動届 連帯保証人変更届	16
霊園	弘前霊園を利用されましたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	環境課	名義変更	17

項目	質問	回答		担当課	必要な手続きの例	ページ
交通共済	交通事故で亡くなった方は、青森県交通災害共済に加入していた方でしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	地域交通課	青森県交通災害共済弔慰金請求	17
住民登録	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	市民課	カード返納	17
	印鑑登録をされていませんか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ		印鑑登録証の返納	
	パスポートをお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	パスポートセンター	パスポートの返納	

市役所外の手続きについてはご遺族の方でご確認ください。

## 各種証明書の発行

	証明書	必要なもの	1通あたり料金	発行時間及び窓口	注意事項
<input type="checkbox"/>	住民票(除票含む)	本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)	300円	平日8:30~17:00 市民課、岩木総合支所、相馬総合支所、各出張所、城東分室	必要な戸籍の種類を予め提出先にご確認してから、請求してください。
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本・抄本		現在の戸籍 450円 除籍・改製原戸籍 750円		
<input type="checkbox"/>	戸籍の附票		300円		
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書	印鑑登録証	300円	平日8:30~19:00 土日祝8:30~17:00 ヒロロスクエア総合行政窓口	亡くなった方の証明書は発行できません。
<input type="checkbox"/>	税関係証明書	本人確認書類	300円		
<input type="checkbox"/>	死亡届(死亡診断書)記載事項証明書	本人確認書類、簡易生命保険の証書 ※遺族年金請求又は簡易生命保険(郵政民営化前に契約)の請求で、受取額が100万円を超える場合に限り発行可	350円	※ただし、死亡届(死亡診断書)記載事項証明書に関しては、ヒロロスクエア総合行政窓口も 平日8:30~17:00	請求者以外の代理人が申請する場合は委任状が必要。  ※死亡届(死亡診断書)のコピーは大切に保管してください。 コピーで手続きができる場合があります。

# おくやみコーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、以下のうち該当するものをお持ちください。

## ■ご遺族のもの

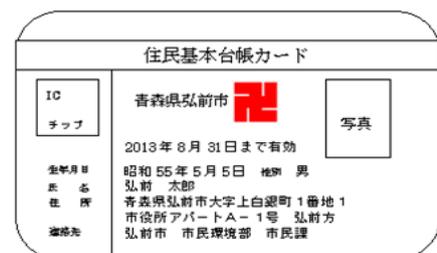
- ①  認印 ( 届出人  相続人代表  喪主)
- ②  お越しいただく方の本人確認書類
  - ・公的機関が発行した顔写真付きのもの  
( マイナンバーカード  運転免許証  パスポート  
 身体障害者手帳  住民基本台帳カード 等)
  - ・顔写真付きのものがない場合は、次の2点  
( 健康保険証  介護保険証  年金手帳 等)
- ③  マイナンバーがわかるもの  
( マイナンバーカード  通知カード  メモ 等)
- ④  預貯金通帳 ( 届出人  相続人代表  喪主)
- ⑤  新たな引き落とし口座の預貯金通帳と銀行印  
※亡くなった方名義の預貯金通帳から各種税金の引き落としがされている場合、新たに引き落とし口座を設定する際に必要となります。
- ⑥  世帯主が死亡し、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合  
加入者全員分の被保険者証等

## 見本

【マイナンバーカード】



【住民基本台帳カード】



【印鑑登録証】



# おくやみコーナーにお持ちいただくもの

『亡くなった方のもの』が見つからない・紛失した場合は、ご相談ください。

## ■亡くなった方のもの

### ① マイナンバーがわかるもの

( マイナンバーカード  通知カード  メモ 等)

### ② 印鑑登録証

### ③ 住民基本台帳カード (作成されている場合)

#### 【健康保険】

### ④ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証等

### ⑤ 葬祭執行人 (喪主) であることを証明するもの (領収書、会葬礼状等)

※国民健康保険の加入者で、死亡者と葬祭執行人 (喪主) が同じ世帯の場合は、不要です。

#### 【年金】

### ⑥ 年金証書 ⑦ 年金手帳

#### 【介護】

### ⑧ 介護保険被保険者証

### ⑨ 介護保険負担割合証 (要支援・要介護の認定を受けている方)

#### 【障がい】

### ⑩ 身体障害者手帳

### ⑪ 精神障害者保健福祉手帳

### ⑫ 愛護手帳 (療育手帳)

### ⑬ 各種受給者証

#### 【こども】

### ⑭ 各種受給者証

### ⑮ その他、弘前市から交付された証書類

※その他の必要書類は、手続きの内容によって異なります。  
詳しくは2～5ページのチェックリストに該当する手続きを  
10～18ページの手続き一覧でご確認いただき、必要書類を  
お確かめください。

## よくある質問

Q：死亡届は提出したので、市役所での手続きは他に必要ありませんか？

A：多くの方の場合、手続きが必要になります。

＜主なもの＞

○健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

亡くなった方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

○後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

○年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。

※ただし、各種請求できる方には、一定の要件があります。

○介護保険：65歳以上の方は、手続きが必要です。

介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

○税金関係：課税状況等によって、手続きが必要な場合があります。

○その他：不明な点は「手続き一覧」に記載の受付窓口へお問い合わせください。

Q：亡くなった方の保険証等見つからないものがありますが、手続きはできますか？

A：証書類に不足がある場合は、状況に合わせてご案内いたします。

Q：死亡の記載のある戸籍や住民票が必要ですが、すぐに取得できますか？

A：死亡届出後、戸籍は1週間ほど、住民票は2日ほど（閉庁日を除く）、お時間をいただきます。

弘前市以外に死亡届を提出した場合や、本籍地が弘前市以外の市町村の場合は、さらに日数がかかります。

Q：住民票の写しや戸籍謄本等を代理で取得する場合、委任状は必要ですか？

A：委任状が必要です。9ページの様式をコピーしてお使いください。

※なお、亡くなった方と請求者の続柄が確認できない場合は、相続人や利害関係人であることのわかる書類（戸籍謄本等）の提示が必要となることがあります。

Q：相続人代表者とは何ですか？

A：相続人の中から代表して、市からの通知などを受け取る方のことです。

コピーしてお使いください。

記入される前にお読みください。

※「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

## 委任状

(宛先)弘前市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)

住所

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日)

連絡先電話番号

— —

私は、次の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方)

住所

氏名

委任事項(委任する事項に✓を付してください)

《 》の死亡に関する手続きに伴い、

 《 》の戸籍(除籍)、改製原戸籍、住民票(除票)の交付申請

本籍 弘前市大字

筆頭者氏名

 市税に関する証明書の交付申請 遺族年金用:所得証明書

最新年度分 通

 相続登記用:固定資産評価証明書

最新年度分

(土地:全部・一部) (家屋:全部・一部)

各 通

 その他( )

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。

固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。

原本保管:市民課

受付印

# 手続き一覧

お亡くなりになった後の、一般的な手続きについてご案内します。  
詳細は「受付窓口」に記載の担当課へお問い合わせください。

保険・年金		 手続きの場所… 市民防災館1階 国保年金課 ほか ◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。	
対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
当てはまる方は チェック  <input type="checkbox"/> 国民健康保険 に加入されていた	・国民健康保険 被保険者証等 の返還◆	①国民健康保険被保険者証等をお持ちの方 ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に 国民健康保険の加入者が居る場合は、 国民健康保険加入者全員分の被保険者証等	市民防災館1階 国保年金課 国保保険料係 ☎0172- 40-7045
	・葬祭費の申請 ◆  (高額療養費に 該当する場合)	・葬祭執行人が同じ世帯の場合 ①葬祭執行人の預貯金通帳 ・葬祭執行人が別世帯の場合 上記の他、②会葬礼状等喪主が記載された書類  (相続手続きが必要となる場合がありますの で、受付窓口へお問い合わせください。)	市民防災館1階 国保年金課 国保給付係 ☎0172- 40-7047
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医 療制度に加入 されていた	・後期高齢者医 療被保険者証 等の返還◆	①後期高齢者医療被保険者証等をお持ちの方 ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に 国民健康保険の加入者が居る場合は、 国民健康保険加入者全員分の被保険者証等	市民防災館1階 国保年金課 後期高齢者医療係 ☎0172- 40-7046
	・葬祭費の申請 ◆ ・高額療養費等 の受領申立書 の提出◆	①葬祭執行人(喪主)の預貯金通帳(ゆうちょ 銀行可) ②葬祭執行人(喪主)であることがわかるもの (葬儀日程、会葬礼状等) ③相続人代表となる方の預貯金通帳(ゆうちょ 銀行可)及び印鑑(認印)	
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入 されていた	・死亡一時金の 請求◆ ・遺族基礎年金 の請求◆ ・寡婦年金の 請求◆	※下記以外に他の書類等も必要ですので、 まずは、右記の窓口へお問い合わせください。 ①亡くなった方の年金手帳 ②請求者となる方の預貯金通帳 ③請求者となる方のマイナンバーがわかる書類	市民防災館1階 国保年金課 国民年金係 ☎0172- 40-7048
<input type="checkbox"/> 国民年金を受 給されていた	・死亡届◆ ・未支給年金 の請求◆ ・遺族基礎年金 の請求◆	※下記以外に他の書類等も必要ですので、 まずは、右記の窓口へお問い合わせください。 ①亡くなった方の年金証書 ②請求者となる方の預貯金通帳 ③請求者となる方のマイナンバーがわかる書類	
<input type="checkbox"/> 厚生年金または 共済年金に加入 されていた	弘前年金事務所または加入している共済組合へお問い合わせく ださい。		弘前年金事務所 (外崎5丁目2-6) ☎0172- 27-1339
<input type="checkbox"/> 厚生年金を受 給されていた	・死亡届 ・未支給年金の 請求 ・遺族厚生年金 の請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、 まずは、右記の窓口または市役所の国民年金 担当窓口へお問い合わせください。 ①亡くなった方の年金証書 ②請求者となる方の預貯金通帳 ③請求者となる方のマイナンバーがわかる書類 ※年金事務所でのご相談・手続きの際は、 ご予約をお願いします。	予約受付専用電話 ☎0570-05- 4890

年金		 手続きの場所… 種別によっては市役所外での手続きが必要です。		
対象者	主な手続き	必要なもの		受付窓口
<input type="checkbox"/>	共済年金を受給されていた	各共済組合へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	企業年金を受給されていた	各企業年金基金等または企業年金連合会 ☎0570-02-2666へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給されていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届</li> <li>未支給年金請求</li> </ul>	①亡くなった方の年金証書（無くても可） ②亡くなった日が確認できる戸籍謄本等（原本） ③亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等（原本） ④請求者となる方の預貯金通帳 ⑤請求者となる方の印鑑（認印）	手続きはお近くの農協各支店で行います。
<input type="checkbox"/>	市議会議員共済会の議員年金を受給されていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族年金の請求</li> </ul>	①議員年金の年金証書 ②請求者となる方の印鑑（認印） ③亡くなった方の戸籍謄本（死亡日が記載されているもの） ④請求者となる方の戸籍謄本（亡くなった方の相続人であることがわかるもの） ⑤請求者となる方の預貯金通帳 ⑥亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの	※相続人の状況により、必要な手続きが異なります。まずは下記へお問い合わせください。  前川本館4階 議会事務局 ☎0172-35-1121
<input type="checkbox"/>	市議会議員共済会の遺族年金を受給されていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給権消滅の届出</li> </ul>	①議員年金又は遺族年金の年金証書 ②届出者の印鑑（認印） ※未支給分の年金がある場合は、この他に ③亡くなった方の戸籍謄本（死亡日が記載されているもの） ④届出者の戸籍抄本（亡くなった方の相続人であることがわかるもの） ⑤届出者の預貯金通帳が必要となります。 ※未支給分年金があるかどうかについては、議会事務局へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	軍人恩給を受給されていた	総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください。 恩給相談専用電話 ☎03-5273-1400（直通）		
介護		 手続きの場所… <b>前川本館1階 介護福祉課</b> ◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。		
対象者	主な手続き	必要なもの		受付窓口
<input type="checkbox"/>	65歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人代表の届出◆</li> </ul>	①相続人代表となる方の振込先口座	前川本館1階 介護福祉課 介護保険料係 ☎0172-40-7049
<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険被保険者証の返還◆</li> </ul>	①亡くなった方の介護保険被保険者証	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険負担割合証の返還◆</li> </ul>	①亡くなった方の介護保険負担割合証	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>高額介護サービス費支給の相続人支給申請◆</li> </ul>	①相続人代表となる方の振込先口座 ②印鑑（相続人代表本人が署名する場合は不要）	
				前川本館1階 介護福祉課 介護給付係 ☎0172-40-7071

# 介護



手続きの場所…

前川本館1階 介護福祉課

◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
<input type="checkbox"/> 緊急通報システムを利用されていた	・利用の取消	なし	前川本館1階 介護福祉課 高齢福祉係 ☎0172-40-7114
<input type="checkbox"/> 認知症高齢者等たぐいまサポート事業を利用されていた	・利用の取消	なし	前川本館1階 介護福祉課 自立・包括支援係 ☎0172-40-7072

# 障がい



手続きの場所…

前川本館1階 障がい福祉課

◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。

対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 愛護手帳 精神障害者保健福祉手帳を持っていた	・各種手帳の返還◆	①身体障害者手帳 ①愛護手帳（療育手帳） ①精神障害者保健福祉手帳 ②届出人の印鑑（認印）	前川本館1階 障がい福祉課 障がい者 医療・給付係 ☎0172-40-7036 FAX 0172-32-1166
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証（決定通知書）を持っていた	・受給者証の返還◆ ・振込口座の変更◆	①重度心身障害者医療費受給者証（決定通知書） ②相続人の方の通帳 ③相続人の方の印鑑（認印）	
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証を持っていた	・受給者証の返還◆	①障害福祉サービス受給者証もしくは障害児通所受給者証	
<input type="checkbox"/> 在宅心身障がい者タクシー等利用券を持っていた	・利用券の返還◆	①在宅心身障がい者タクシー等利用券	
<input type="checkbox"/> 有職障がい者交通費を受給されていた	・受給資格喪失の手続き	①受給資格認定書 ②届出人の印鑑（認印）	
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神通院）受給者証を持っていた	・自立支援医療受給者証の返還◆	①自立支援医療受給者証 ②印鑑（認印）	
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されていた	・受給資格喪失の届出◆ ・未支払い手当の請求◆	①未支払手当請求者の印鑑（認印） ②未支払手当請求者の通帳	
青森県心身障害者扶養共済制度に加入されていた方			
<input type="checkbox"/> 障がい者が亡くなった	・弔慰金請求	①亡くなった方の死亡日がわかる除票の住民票 ②加入者または障がい者の住民票 ③年金管理者の住民票 ④亡くなった方、加入者、障がい者、年金管理者の印鑑	※年金管理者は指定していた場合に限り ます。
<input type="checkbox"/> 加入者が亡くなった	・年金請求	⑤加入者が亡くなった場合その死亡診断書 ⑥加入者、障がい者または年金管理者の通帳 ⑦加入証書 ⑧年金証書 ⑨遅延理由書（死亡後3年以上経過した場合）	
<input type="checkbox"/> 年金を受け取っていたが亡くなった	・年金受給権者の死亡に関する手続き		
		①,②,④,⑥,⑦,⑨をご用意ください。	
		①～⑦,⑨をご用意ください。	
		①,④,⑧をご用意ください。	

納税		 手続きの場所… <b>市民防災館2階 市民税課、収納課</b>		
対象者	主な手続き	必要なもの		受付窓口
□ 亡くなった方の市県民税・森林環境税の納税通知書が届いた	自分以外の相続人が相続人代表者である場合			市県民税・森林環境税が給与・年金から引かれていなかった方は  市民防災館2階 市民税課 市民税第2・3係 ☎0172-40-7025
	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人代表者指定届の回答</li> <li>送付した市県民税・森林環境税納税通知書の返送</li> </ul>	①相続人代表者指定届 ②市県民税・森林環境税納税通知書 （納税通知書と同封した返信用封筒を使用し、返送してください。）		
□ 納税されていた（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	相続放棄している場合			市県民税・森林環境税が給与・年金から引かれていた方は  市民防災館2階 市民税課 市民税第1係 ☎0172-40-7024
	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続放棄申述受理通知書（写し）の提出</li> <li>市県民税・森林環境税納税通知書の返送（※送付されていた場合のみ）</li> </ul>	①相続放棄申述受理通知書（写し） ②市県民税・森林環境税納税通知書 （市から納税通知書が送付されていた場合は、同封した返信用封筒を使用し、返送してください。） ※書類の提出までに時間を要する場合は、右記各担当係までご連絡ください。		
□	<ul style="list-style-type: none"> <li>□座振替の変更又は廃止等</li> </ul>	□座振替の手続きをされる方 ①新たに申込される方の預貯金通帳 ②通帳届出印		市民防災館2階 収納課 ☎0172-40-7031
バイク等		 手続きの場所… <b>市民防災館2階 市民税課</b> ◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。		
対象者	主な手続き	必要なもの		受付窓口
□ バイク（排気量125cc以下）又は小型特殊自動車等（弘前市ナンバーのついていたもの）を所有されていた	・名義変更◆	①ナンバープレート（名義変更と同時に弘前市ナンバーを変更したいとき） ②標識交付証明書 ③届出者（相続人）の本人確認書類 ※弘前市外の方に名義変更をする場合は、廃車申告の手続きをして、新しい名義人の住所地（あるいは使用の本拠地）で登録手続きをしてください。		市民防災館2階 市民税課 諸税係 ☎0172-35-1117
	・廃車申告◆	①ナンバープレート ②標識交付証明書 ③届出者（相続人）の本人確認書類		

家・土地		 手続きの場所… <b>市民防災館2階 資産税課 ほか</b>		
対象者	主な手続き	必要なもの		受付窓口
□ 固定資産を所有されていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続登記（名義変更）が完了するまでの間の現に所有する人（相続人）の申告</li> </ul>	①固定資産現所有者申告書 ②代表となる相続人の方の印鑑（本人が手書きしない場合）		市民防災館2階 資産税課 資産税係 <b>☎0172-40-7027</b>
□ 固定資産（※登記されていない家屋）を所有されていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>未登記家屋（法務局の登記簿に記録されていない家屋）の名義変更</li> </ul>	①未登記家屋所有者変更届 ②遺産分割協議書や戸籍謄本等の添付書類一式（原本は写しをいただいた後返却します）  ※添付書類は、法務局において相続登記を行う際に必要となる書類に準じます。詳細は資産税課へお問い合わせください。		市民防災館2階 資産税課 資産税係 <b>☎0172-40-7027</b>
□ 固定資産（※登記されていた家屋）を所有されていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地、家屋の相続登記（名義変更）</li> </ul>	土地、家屋（登記されていたもの）の名義変更は、法務局で手続きが必要です。 併せて、法定相続情報証明の申出を行うと、法定相続情報一覧図に認証文を付した写しを何通でも無料で交付します。 なお、この写しは、 ①預貯金口座等、②相続税の申告書、③各種年金等の手続きで使用します。  ※必要書類の確認など、登記手続案内は事前予約が必要です。 ※所有していた家屋が登記されているか分からない場合は資産税課へお問い合わせください。		青森地方法務局 弘前支局 （早稲田三丁目1-1） <b>☎0172-26-1150</b>
□ 土地・建物を相続された方	空き家に関する相談 （利活用、売却、空き家バンク等の相談）			前川新館3階 建築指導課 <b>☎0172-40-0522</b>
農地		 手続きの場所… <b>前川本館3階 農業委員会事務局</b> ◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 総務課でも手続きできます。		
対象者	主な手続き	必要なもの		受付窓口
□ 農地を相続された方	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法第3条の3第1項の規定による届出◆</li> </ul>	個別の状況に応じてご案内します。		前川本館3階 農業委員会事務局 農地調整係 <b>☎0172-40-7104</b>

水道		 手続きの場所… <b>岩木庁舎 上下水道部お客さまセンター ほか</b> ※…上下水道部お客さまセンター市役所窓口でも手続きできます。	
対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
<input type="checkbox"/> 水道 (井戸水等含む)・ 下水道を使用されて いた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用の中止、廃止又は 名義変更届出※</li> <li>空き家・空き家解体に伴う 水道メータ取り外しの相談</li> </ul>	事前に上下水道部お客さ まセンターへお問い合わせ ください。	岩木庁舎 上下水道部 お客さまセンター 岩木庁舎窓口 <b>☎0172- 55-6868</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者変更届出 (給水装置が自己所有の方)</li> <li>井戸水等の使用状況変更届出</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> 公共下水道事業受益 者負担金・分担金を 納付中または猶予中 の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者異動届出</li> <li><input type="checkbox"/>座振替依頼届出 (<input type="checkbox"/>座振替されていた方)</li> </ul>	事前に上下水道部営業課 へお問い合わせくださ い。	岩木庁舎 上下水道部 営業課 <b>☎0172- 55-6894</b>
市営・駅前 住宅		 手続きの場所… <b>前川新館4階 市営住宅サービスセンター</b>	
対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
<input type="checkbox"/> 市営住宅や駅前住宅を利 用されていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅返還届</li> <li>市営住宅使用者名義 変更承認申請書</li> <li>市営住宅使用証書</li> <li>市営住宅同居者異動届</li> <li>市営住宅駐車場使用 許可事項取消承認 申請書</li> </ul> 等	個別の状況に応じて必要 書類が異なりますので、 事前に市営住宅サービ スセンターへお問い合わ せください。	前川新館4階 市営住宅サービス センター <b>☎0172- 40-7013</b>
駅前北地区 都市再生住宅		 手続きの場所… <b>前川新館3階 都市計画課</b>	
対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
<input type="checkbox"/> 弘前駅前北地区都市 再生住宅を利用され ていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>弘前駅前北地区都市 再生住宅使用者名義 変更承認申請書</li> </ul>	①変更承認申請の理由を証する書類 ②新名義使用者の弘前駅前北地区 都市再生住宅使用証書	前川新館3階 都市計画課 総務・事業係 <b>☎0172- 34-3233</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人変更承認 申請書</li> </ul>	①連帯保証人を変更する理由を 証する証明書 ②新連帯保証人の印鑑登録証明書 ③新連帯保証人の勤務先の長が発行 する給与証明書又は市町村長の 発行する所得証明書	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>弘前駅前北地区都市 再生住宅同居者異動届</li> </ul>	なし	

# こども



手続きの場所…

前川本館 1階 こども家庭課 ほか

対象者		主な手続き	必要なもの	受付窓口
<input type="checkbox"/>	認可保育所・認定こども園・幼稚園在園児のいた世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育、保育給付認定変更</li> <li>施設等利用給付認定変更</li> </ul>	個別の状況に応じてご案内します。	前川本館1階 こども家庭課 保育係 ☎0172-35-1131
<input type="checkbox"/>	児童手当又は特例給付の受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格喪失</li> <li>未支払請求</li> <li>認定請求</li> </ul>	個別の状況に応じてご案内します。	前川本館1階 こども家庭課 家庭給付係 ☎0172-40-7039
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>証書返還</li> <li>受給資格喪失</li> <li>未支払請求</li> <li>認定請求</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成対象児童の保護者・ひとり親家庭等医療費助成対象児童の保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格消滅の届出</li> <li>受給資格証の返還</li> <li>受給者変更申請</li> <li>医療費償還</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	配偶者の死亡により児童扶養手当または、特別児童扶養手当の受給対象になる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定請求</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	配偶者の死亡によりひとり親家庭等医療費助成制度の対象になる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格証交付申請</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	児童手当又は特例給付の支給対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格喪失又は減額改定</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当又は特別児童扶養手当の支給対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格喪失又は減額改定</li> <li>証書返還又は再発行</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	子ども医療費または、ひとり親家庭等医療費助成対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給資格消滅の届出</li> <li>受給資格証の返還</li> <li>医療費償還</li> </ul>		
<input type="checkbox"/>	小・中学校に在学する児童生徒がいた方(保護者が死亡したことにより経済的に困っている方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学援助申請</li> </ul> ※必ずしも認定になるとは限りません。	保護者が死亡したことがわかる書類	前川本館1階 学務健康課分室又は 岩木庁舎3階 学務健康課 ☎0172-82-1643

# 市奨学金



手続きの場所…

岩木庁舎3階 教育総務課

対象者		主な手続き	必要なもの	受付窓口
<input type="checkbox"/>	弘前市奨学生の方 弘前市奨学金を返還中(返還予定)の方 又はその連帯保証人の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>弘前市奨学生等異動届</li> <li>弘前市奨学金返還免除申請書 (場合に応じて)</li> <li>弘前市奨学金連帯保証人変更届 (場合に応じて)</li> </ul>	個別の状況に応じてご案内しますので、右記までお問い合わせください。	岩木庁舎3階 教育総務課 ☎0172-82-1639

弘前霊園		 手続きの場所… <b>前川新館2階 環境課</b>		
対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
<input type="checkbox"/> 弘前霊園を利用されていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用者の名義変更（承継）</li> </ul>	①使用者名義変更届 ②埋蔵場所使用許可証 ③承継者の住民票（世帯全員分、本籍記載） ④従前の使用者と承継者との関係のわかるもの（戸籍謄本等） ⑤名義変更手数料 500円	前川新館2階 環境課 環境保全係 ☎0172-40-7035	
<input type="checkbox"/> 上記承継者で市外に住所がある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 代理人の選定</li> </ul>	上記に加え ①代理人選定届 ②代理人の住民票（本人分、本籍記載）		
交通共済		 手続きの場所… <b>前川新館3階 地域交通課</b>		
対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
<input type="checkbox"/> 青森県交通災害共済の会員で、交通事故により亡くなった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 青森県交通災害共済弔慰金請求</li> </ul>	①会員証 ②交通事故証明書 ③人身事故証明書入手不能理由書（交通事故証明書に会員の氏名が記載されていない場合のみ） ④死体検案書または死亡診断書 ⑤請求者の戸籍謄本または抄本（亡くなった方のご遺族であることがわかるもの） ⑥請求する方の通帳 ※委任状と印鑑登録証明書が必要な場合がありますので、資料をお持ちになる前に右記までお問い合わせください。	前川新館3階 地域交通課 交通政策係 ☎0172-35-1102	
住民登録		 手続きの場所… <b>市民防災館1階 市民課 ほか</b>		
対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口	
<input type="checkbox"/> 通知カード、マイナンバーカードがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通知カード、マイナンバーカードの返納</li> </ul>	①各種カード ※返納は義務ではありません。	市民防災館4階 マイナンバーカード普及促進対策室 市民課 住民記録係 ☎0172-40-0506	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住民基本台帳カードの返納</li> </ul>		市民防災館1階 市民課 住民記録係 ☎0172-35-1114	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録をされていた	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 印鑑登録証の返納</li> </ul>		市民防災館1階 市民課 受付係 ☎0172-35-1113	
※マイナンバーカードは、生命保険の請求書等、手続きによっては亡くなった方のマイナンバー（個人番号）を求められることがあります。必要な手続きが済んでから、ご遺族で破棄していただいても構いません。				
<input type="checkbox"/> パスポートがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>• パスポート（有効旅券）の返納 ※返納は義務ではありません。</li> </ul>	①パスポート ②亡くなった方とご遺族との関係がわかるもの（戸籍謄本）	ヒロコ3階総合行政窓口 市民課 駅前分室 （県パスポートセンター弘前分室） ☎0172-34-6009	

## こころの健康相談のご案内

ご家族を亡くした悲しみや喪失感など、こころの悩みを聞いてほしいときにご利用ください。保健師が対応します。

※こころの病気の治療中の方は、まず主治医にご相談ください。

【窓口】 弘前市保健センター（弘前市健康こども部健康増進課）

【問合せ】 8時30分～17時00分（平日）

☎0172-37-3750



### 【ミニ情報】 法定相続人の範囲と順位

亡くなった方に配偶者がいるとき、配偶者は常に法定相続人です。

亡くなった方の子は、第一順位の法定相続人です。

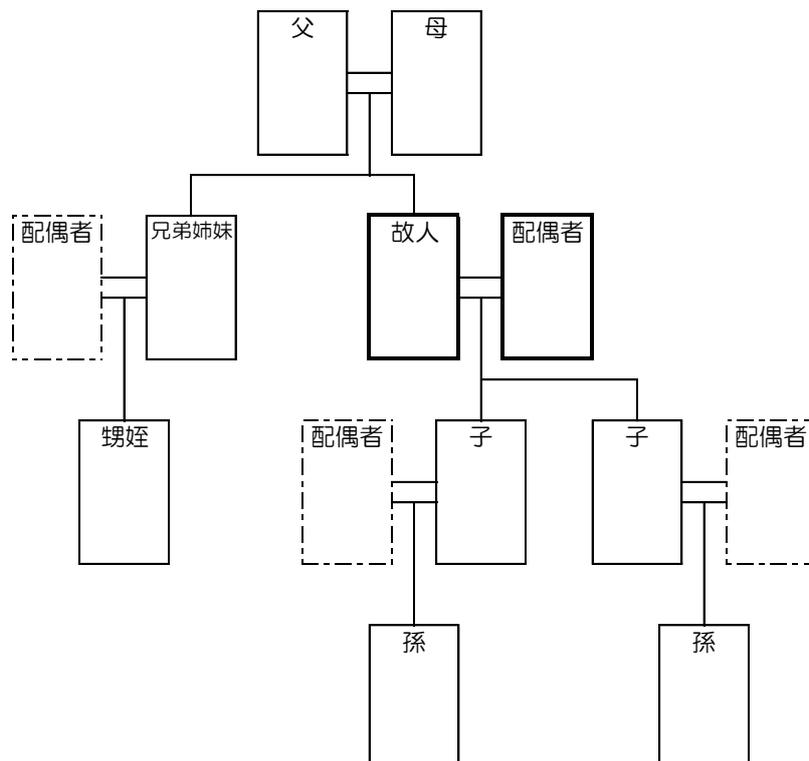
子がすでに亡くなっているとき、その子(孫)が法定相続人です。

※子の配偶者(嫁や婿)は法定相続人になりません。

第一順位の人がないとき、亡くなった方の父母が第二順位の法定相続人です。

第一順位、第二順位の人がないとき、亡くなった方の兄弟姉妹が第三順位の法定相続人です。

兄弟姉妹が既に亡くなっているとき、その子(甥・姪)が法定相続人です。



# 市役所外の手続き一覧

※あくまでも参考です。必ずそれぞれの手続き先へお問い合わせください。

※金融機関が死亡を確認した個人の口座は凍結され、口座振替・引き落とし等ができなくなります。携帯電話やインターネットなど使用料が継続するものは早めに解約を。

対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
□ 遺言書	検認・開封	申立先は、遺言者(亡くなった方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です。遺言者の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本等が必要となります。	青森家庭裁判所 弘前支部 (下白銀町7) ☎0172-32-4371
□ 相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、相続の開始を知った日から3カ月以内に、被相続人(亡くなった方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ申し立てる必要があります。被相続人と相続人の関係によって必要書類は異なります。	詳細については、裁判所のホームページでご確認ください。
□ 預貯金 □ 口座等	凍結口座の解除手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本</li> <li>相続人の戸籍謄本</li> <li>相続人の印鑑登録証明書等</li> </ul> 金融機関・取引情報等によって必要書類は異なりますが、複数の金融機関で手続を行う場合は、法務局で発行する法定相続情報証明が便利です。	各金融機関等
□ 生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険金請求書</li> <li>保険証券</li> <li>戸籍謄本</li> <li>死亡診断書等</li> </ul> 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社又は代理店
□ 損害保険等	名義変更・解約等	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の死亡の記載のある戸籍</li> <li>相続人との関係がわかる戸籍謄本等</li> </ul> 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた損害保険会社又は代理店
□ 株式等	名義変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本</li> <li>相続人の戸籍謄本</li> <li>相続人の印鑑登録証明書等</li> </ul> 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
□ 国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債(又は証券保管証書)</li> <li>記名者の死亡を証明できる戸籍書類</li> <li>記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍</li> <li>相続人の印鑑</li> </ul>	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局
□ 普通車・バイク (126cc以上)	名義変更等	名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	東北運輸局 青森運輸支局 (青森市大字浜田字豊田139-13) ☎050-5540-2008 ※自動音声ガイダンス
□ 軽四輪	名義変更 または 廃車		軽自動車検査協会 青森事務所(青森市大字浜田字豊田129-2) ☎050-3816-1831

対象		主な手続き	必要なもの	手続き先
<input type="checkbox"/>	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	右記へお問い合わせください。	弘前税務署 (本町2番地2) ☎0172-32-0331 ※国税に関する一般的なご相談 は、音声案内で「1」を選択
<input type="checkbox"/>	県税関係	県税の申告・ 申請に関する こと		中南地域県民局 県税部 (蔵主町4 弘前合同庁舎2階) ☎0172-32-4341 FAX35-6547
<input type="checkbox"/>	不動産登記 関係	土地・家屋等 移転登記		青森地方法務局 弘前支局 (早稲田三丁目1-1) ☎0172-26-1150
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT東日本)	名義変更又は 解約	NTT東日本の場合は、右記 へお問い合わせください。	固定電話からは、局番なし116 携帯電話からは、 ☎0120-116-000 受付時間:午前9時～午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)
<input type="checkbox"/>	固定電話 (NTT東日本 以外)	名義変更又は 解約	各契約会社に連絡し、手続 きを行ってください。	各契約会社
<input type="checkbox"/>	携帯電話			
<input type="checkbox"/>	インター ネット			
<input type="checkbox"/>	電気・ガス 料金等			
<input type="checkbox"/>	クレジット カード	解約		
<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更又は 解約	NHKに連絡し、手続きを 行ってください。	NHK青森放送局 営業部(青森市松原二丁目1-1) ☎017-774-5116 受付時間:午前10時～午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを 行ってください。  ※ご連絡は可能な限り 午前は10時～12時、 午後は14時～16時までの 間をお願いいたします。	青森県運転免許センター (青森市大字三内字丸山198-4) ☎017-782-0081
				弘前自動車運転免許試験場 (大久保字西田38-2) ☎0172-31-0737
				弘前警察署交通第二課 (八幡町三丁目3-2) ☎0172-32-0111(代表)

# 法定相続情報 証明制度

あなたの  
相続手続きを  
応援します!



多くの方々にご利用いただいております!

面倒な相続手続きを  
より速く!  
より便利に!

未来につなぐ相続登記  
不動産の  
相続登記を  
お忘れなく!  
次の世代へのつとめです



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります\*。

\*相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳細内容は、[法務局ホームページ](#)  をご覧ください。

所有者不明土地<sup>(※)</sup>の解消に向けて、  
不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

# 令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化<sup>(※)</sup>されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について  
詳しくは、以下の  
二次元コードか、  
「法務省 所有者不明」  
で検索！



法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

相続登記についての  
お問い合わせは

〒036-8087  
弘前市大字早稲田三丁目1番地1  
青森地方法務局 弘前支局  
☎0172-26-1150

# 遺品整理をされる方へ

詳細は「ごみ分別ガイドブック」をご覧ください▼



## ごみ処理施設への持ち込み

### 焼却・資源化施設

引っ越しなどで大量に排出されるごみや、ごみ収集車が回収できない家庭ごみは、下記の施設へ直接お持ち込みいただけます。事前に各施設へお問い合わせください。

搬入先	弘前地区環境整備センター (町田字筒井6-2)	南部清掃工場 (小金崎字川原田54)
	☎ 0172-36-3883	☎ 0172-92-2105
搬入時間	午前8時30分～午後4時30分	
休業日	第1・第3日曜日	第2・第4日曜日
	※年末年始については、各施設へお問い合わせください。	
搬入できるごみ	燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・容器包装	燃やせるごみのみ
料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●燃やせるごみ → 10 kgまでごとに 110 円 (税込)</li> <li>●燃やせないごみ・大型ごみ → 10 kgまでごとに 137.5 円 (税込)</li> <li>●容器包装 → 無料 (分別・洗浄したものに限り)</li> </ul> ※料金は、10 円未満を切り捨てた額となります。	

### 埋立処分場

市が収集できないごみのうち、製造業者の引き取り、または焼却施設や民間の処理施設(破砕など)に持ち込み処分ができないものに限り、直接埋立処分場へ搬入することができます。

●処分手数料 → 10 kgまでごとに 143 円 (税込)

※事前に下記までお問い合わせください。どのように発生したごみかを聞き取りし、必要に応じて現場確認を行います。

【問い合わせ先】環境課町田事業所 (☎ 0172-32-1952)

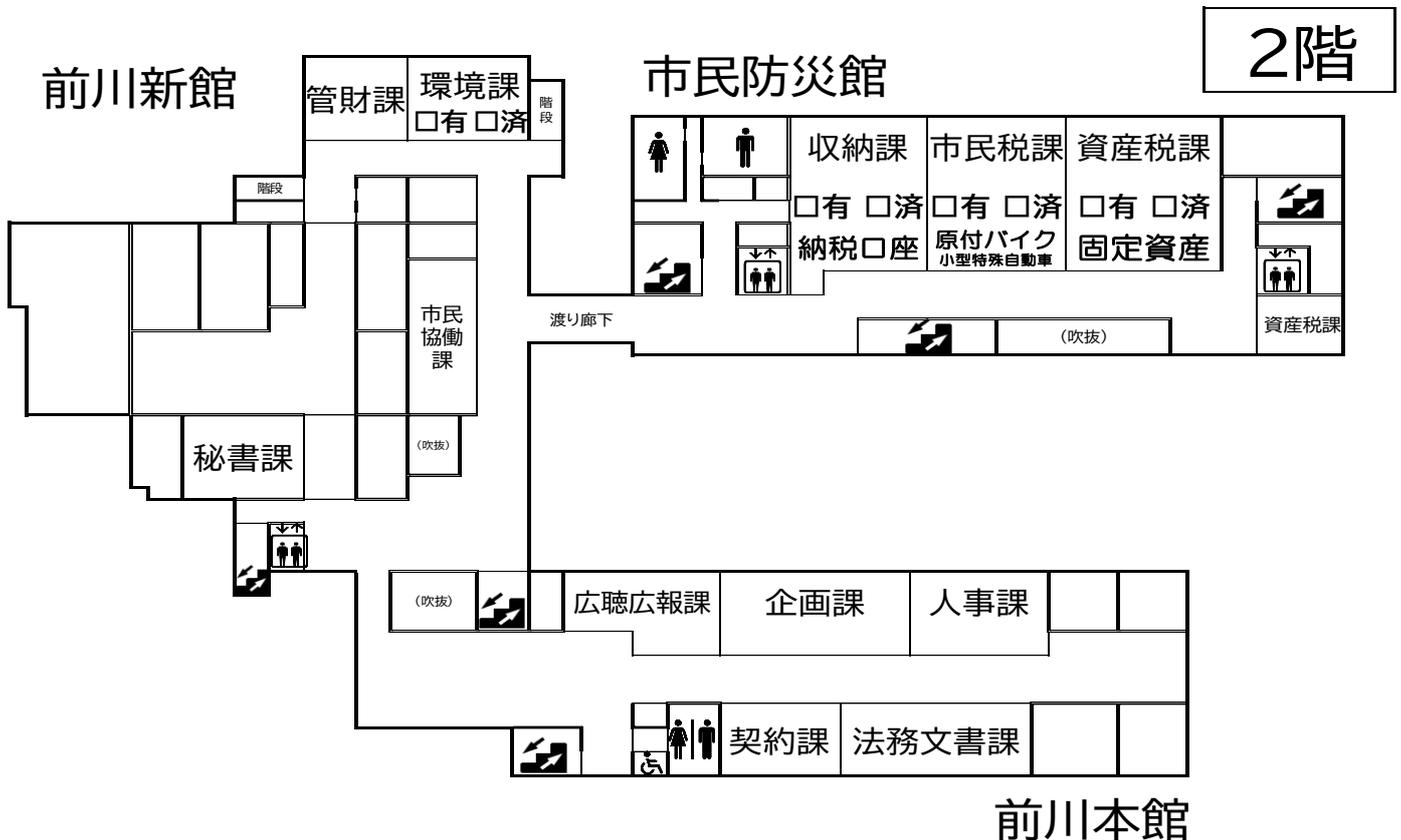
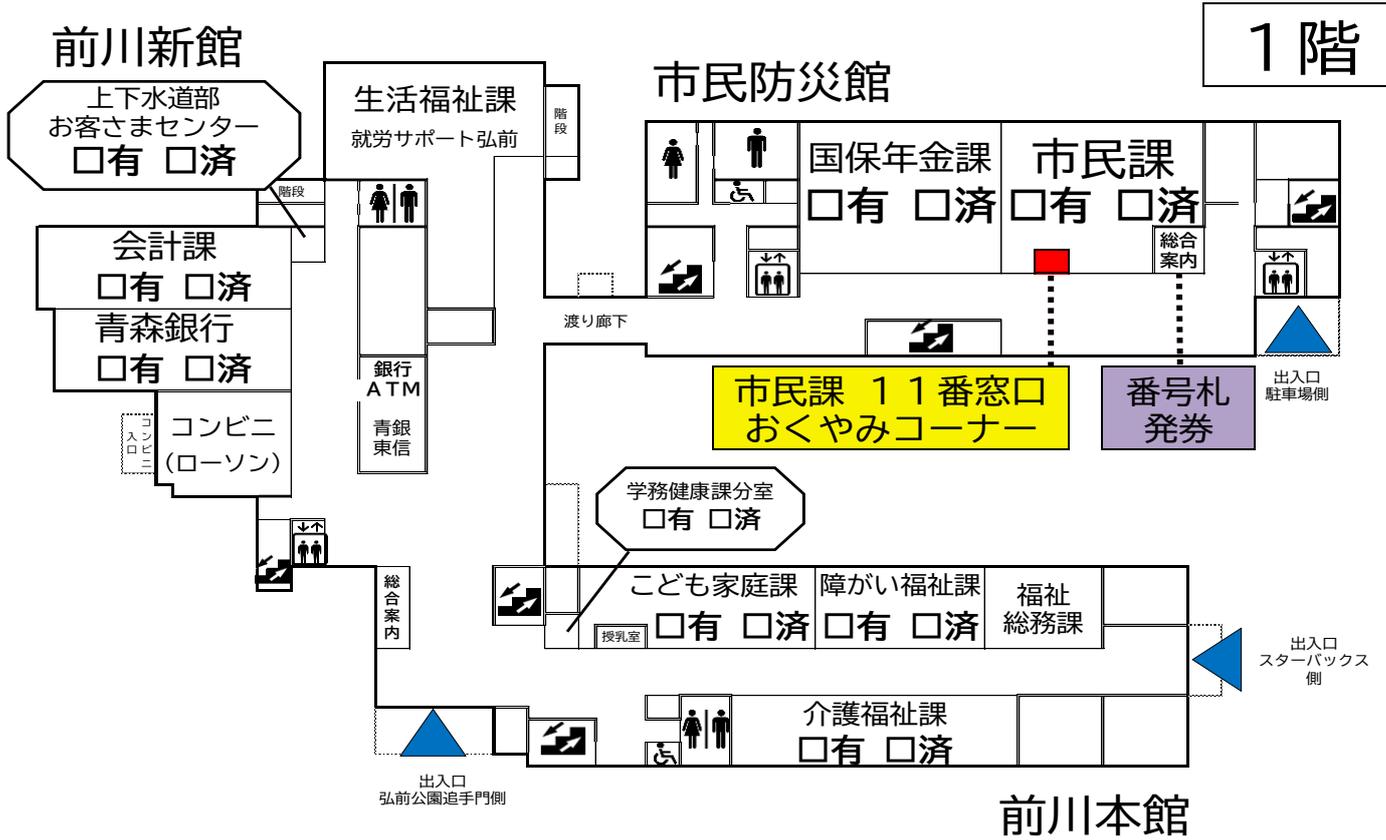
MEMO



# 庁舎内マップ

※有…手続きが必要な課です。

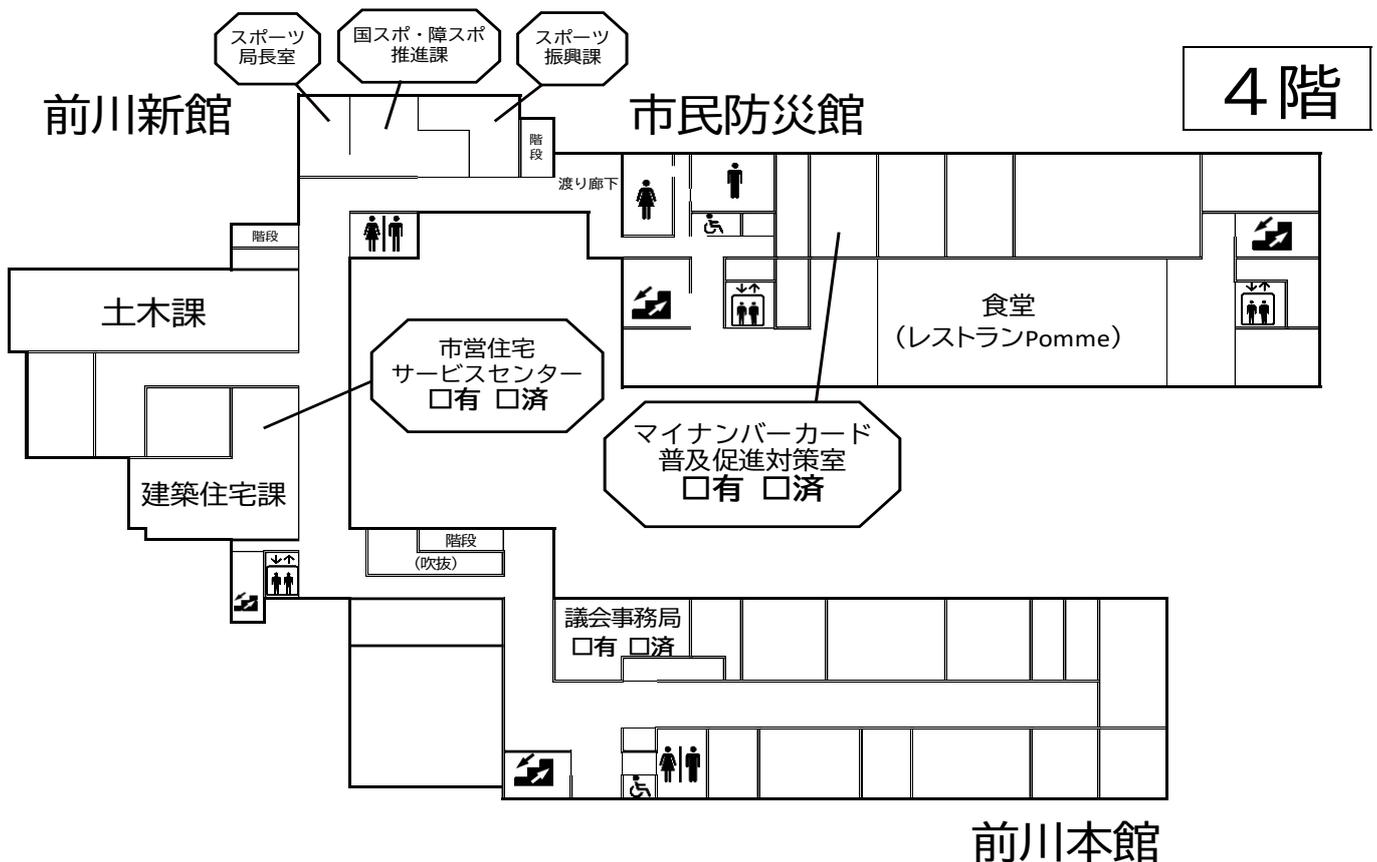
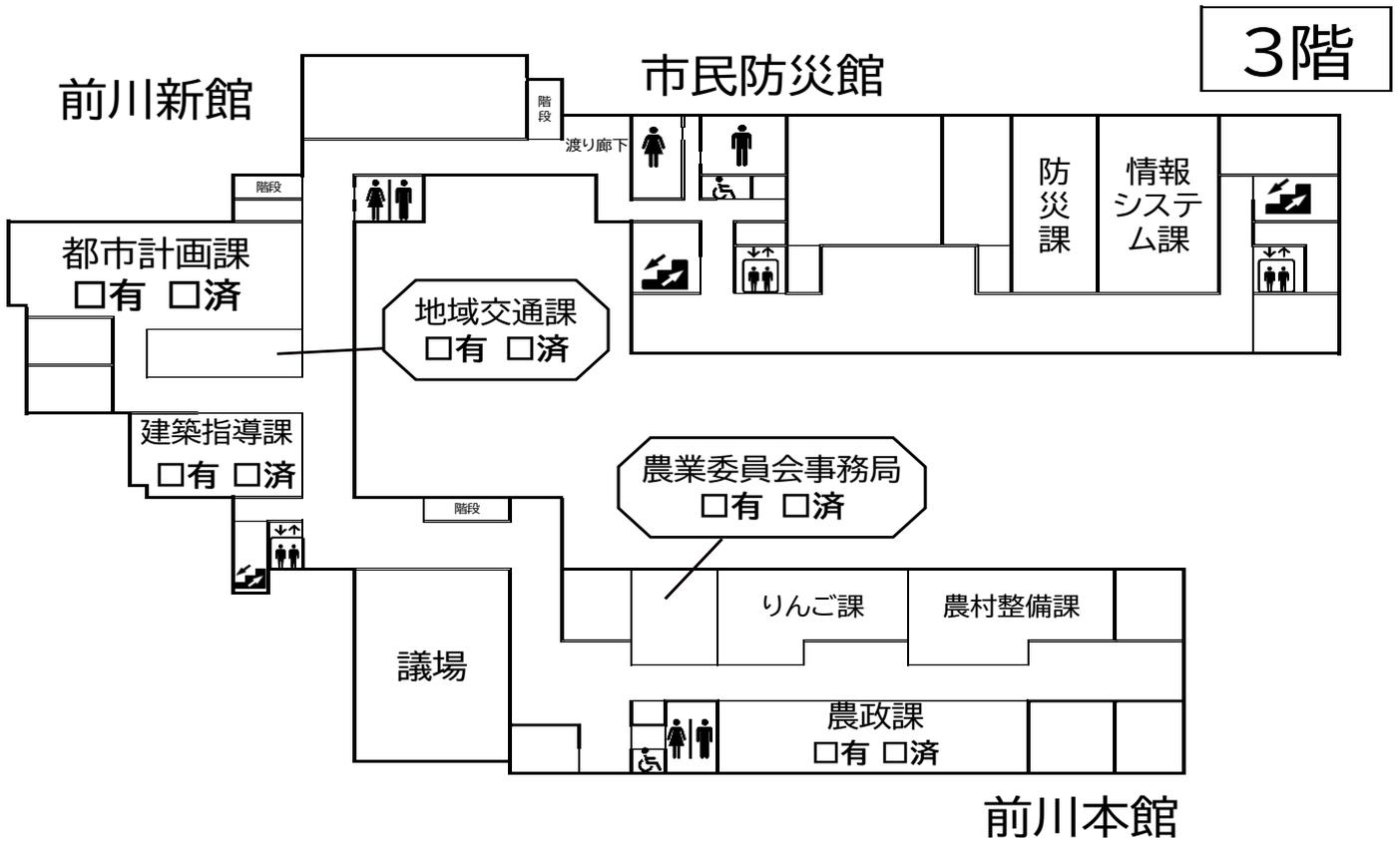
※済…手続きが終わったらチェックを入れてください。



# 庁舎内マップ

※有…手続きが必要な課です。

※済…手続きが終わったらチェックを入れてください。



【発行】 弘前市

【担当】 市民生活部 市民課 おくやみコーナー

【お問い合わせ先】 ☎0172-88-7199

FAX 0172-39-1063

Email [shimin@city.hirosaki.lg.jp](mailto:shimin@city.hirosaki.lg.jp)

令和6年12月